

第1部 計画の概要

第1章 環境基本計画とは

第1節 計画策定の背景と目的

第2節 計画の位置づけ

第3節 基本理念

第4節 めざす環境像

第5節 計画の範囲と期間

第6節 計画推進の主体と役割

第7節 取組みの体系図

第8節 「持続可能な開発目標(SDGs)」との関係



令和3年度「環境ポスター展」小学生の部 最優秀賞
長崎市立山里小学校5年生 杉本 陽飛 さん

第1節 計画策定の背景と目的

今、わたしたちの住む長崎市には、まちを取り囲む美しい海と緑豊かな山々があります。

鎖国時代に唯一の貿易港であった歴史と長崎港の開港により栄えた歴史から、端島炭坑(軍艦島)や大浦天主堂などの世界遺産の構成資産のほかにも異国情緒豊かな文化遺産が今も数多く残ります。

また、長崎市は人類史上2番目に原爆が投下されたまちであり、世界中から数多くの人々が訪れ、平和を願います。

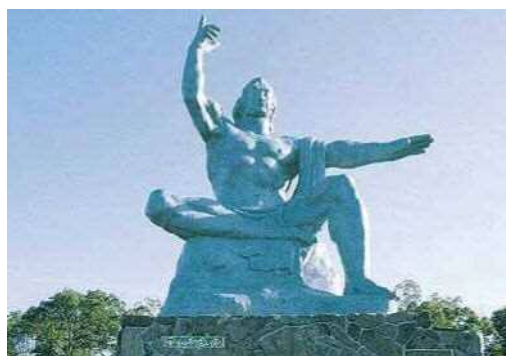
これら他都市に類を見ない豊かな環境と歴史を将来の世代に引き継ぐため、長崎市では、平成11年に環境の保全と創造に向けた取組みをすすめる「長崎市環境基本条例」を制定しました。

また、平成12年には「長崎市環境基本計画」、平成23年には「長崎市第二次環境基本計画～環境とともに学び、育み、行動するまちをめざして～」を策定し、市民・団体、事業者、市役所が一体となって環境保全に関する取組みをすすめてきました。

その一方で、近年ではプラスチックごみによる海洋生態系への被害や豪雨などの深刻な気象災害が多発し、気候変動の影響への関心の高まりとともに、一人ひとりの具体的な環境行動が求められるようになっていきます。

このような現状や社会情勢の変化を踏まえ、令和12年度(2030年度)までとなる本計画は、「地球環境」「循環型社会」「地域環境」「都市環境」「環境意識・行動」分野において、「豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く」ことをテーマに、「地球温暖化対策の加速」と「一人ひとりの環境行動の定着」を重点化方針として、「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」の実現を目指します。

また、長崎市の特異で重層的な歴史から成る「世界平和」と「文化遺産」の継承については、長崎市にとって欠かすことのできない基盤として、すべての目標・施策の推進にあたって包括的かつ横断的に取組みをすすめていきます。



■平和祈念像



■端島炭坑(軍艦島)

第2節 計画の位置づけ

(1) 環境基本条例の基本理念の実現に向けた計画

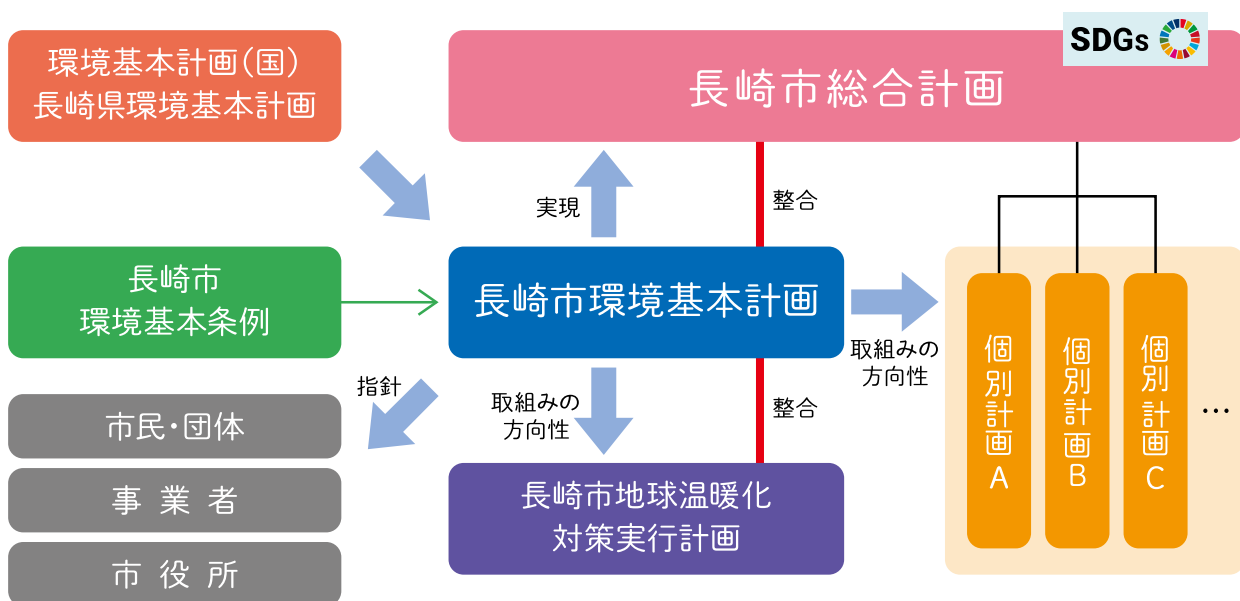
長崎市環境基本計画は、「長崎市環境基本条例」の規定に基づき策定するもので、同条例の基本理念にのっとり、環境の保全と創造に関する各種取組みを総合的かつ計画的にすすめることを目的としています。

(2) 総合計画を環境面から実現する計画

長崎市総合計画の着実な進展を環境面から実現する計画と位置づけます。また、長崎市環境基本計画の個別実行計画である「長崎市地球温暖化対策実行計画」やその他の個別計画に対し、長崎市の環境の保全と創造に関する取組みの基本的な方向性を示すものです。また、計画の推進及び実現によって「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進及び目標達成にもつながります。(P10第8節「持続可能な開発目標(SDGs)」との関係を参照)

(3) 市民・団体、事業者、市役所の行動指針

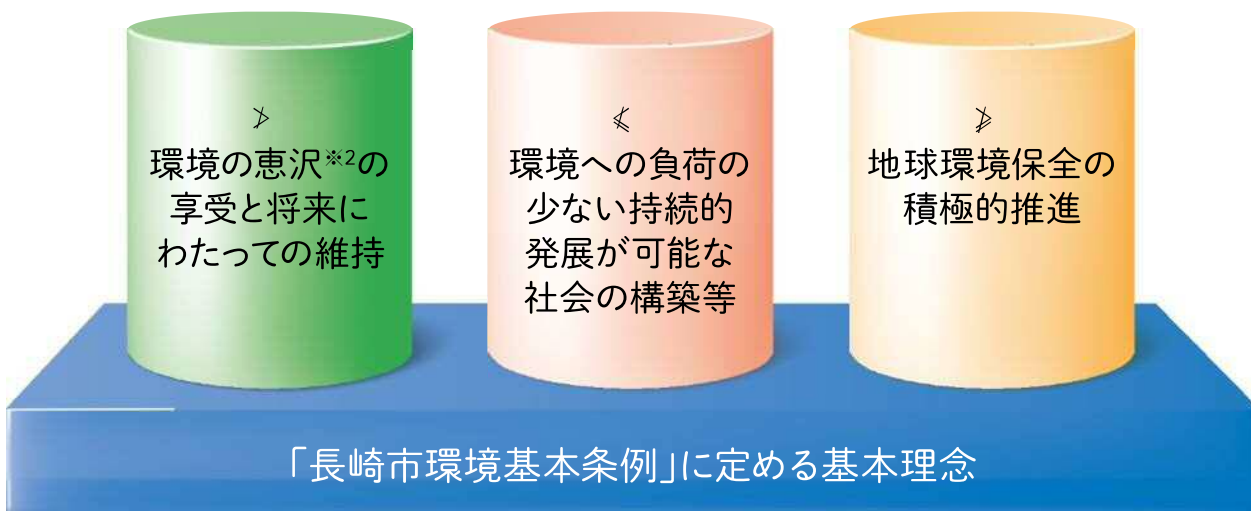
健全で恵み豊かな環境を将来に引き継ぐためには、市民・団体、事業者、市役所の積極的な取組みと連携・協働が不可欠です。長崎市環境基本計画は、各主体の役割と共有する目標を掲げ、市民・団体や事業者のめざすべき方向性を示すことにより、市民・団体、事業者、市役所が一体となり、持続可能な社会を実現していくための指針となるものです。



第3節 基本理念

「長崎市環境基本条例」では、環境の保全及び創造について次の3つの基本理念※1を定めています。

この計画は、条例で掲げる基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的にすすめるものです。



※1「基本理念」は、環境をなぜ、どのように守っていくのかという行動原理を明らかにするものです。

※2「環境の恵沢」とは、人間に対して環境が与える無形の恩恵や有形のめぐみのことをいいます。

㊦ 環境の恵沢の享受と将来にわたっての維持

環境がもたらす恩恵は、健康で文化的な生活に欠かすことのできないものです。私たちは、この健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、将来の世代へ確実に引き継いでいくよう、環境の保全と創造に取り組まなければなりません。

㊧ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等

環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会をつくるため、市民・事業者や国・県・市の各主体が連携し、それぞれの立場に応じた役割のもと、環境の保全と創造に自主的に取り組まなければなりません。

㊨ 地球環境保全の積極的推進

地球環境は、人々の日常生活や事業活動が密接に関わっていることから、地球環境の保全は、全員参加のもと積極的かつ着実にすすめる必要があります。

第4節 めざす環境像

本計画で長崎市がめざす将来像を「めざす環境像」として示しています。この「めざす環境像」は、21世紀半ばを展望し設定した「長崎市環境基本計画(平成12年3月策定)」のめざす姿を受け継いでいます。

長崎市の山と海に囲まれた恵み豊かな自然環境と先人が築いてきた数々の異国情緒あふれる文化や平和への想いを未来へと引き継ぎ、将来にわたって魅力のあるまちをめざします。



人と自然と文化が輝き続けるまち長崎

～豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く～

また、平成30年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画において、自然環境や地域資源など地域の特性を活かし、自立・分散型の社会を形成するという「地域循環共生圏」の創造が提唱されました。長崎市においても、地域の豊かな環境を守りつつ、再生可能エネルギーをはじめとした地域資源を最大限活用しながら、市民・団体、事業者、市役所が一丸となって深刻化する気候変動などの様々な課題に立ち向かい、「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」の実現をめざします。



資料:環境省

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、支え合う

出典:第五次環境基本計画の概要(環境省)

第5節 計画の範囲と期間

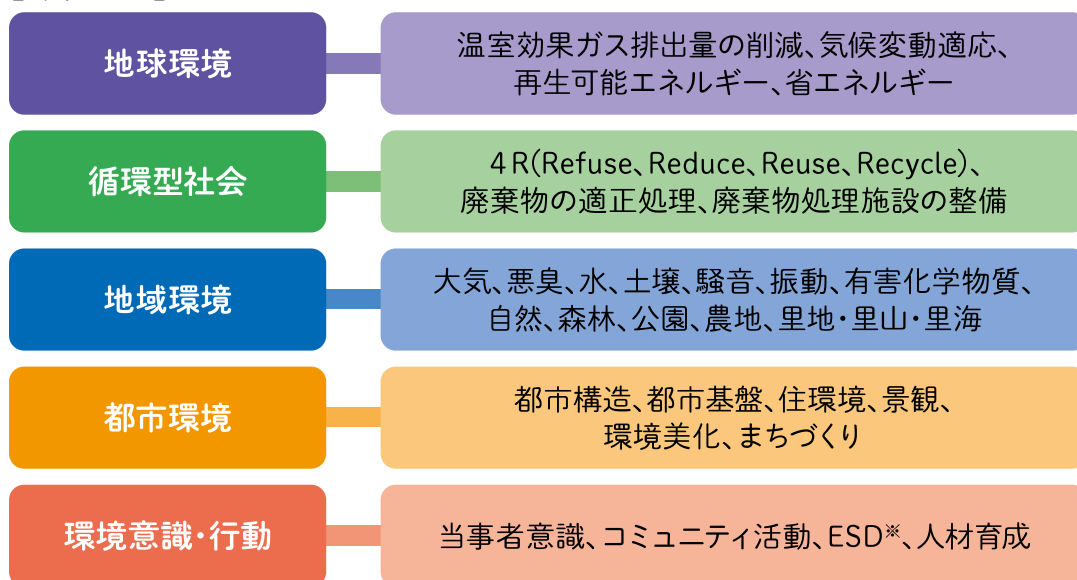
(1) 地域の範囲

計画が対象とする地域は、長崎市全域とします。
ただし、広域的な取組みを必要とする場合については、国や県、近隣自治体との連携を図ります。

(2) 環境の範囲

計画が対象とする環境の範囲は、次の5つの分野に大別します。「長崎市環境基本条例」に定める基本理念にのっとり、身近な日常生活から地球規模の環境まで幅広いものとなっています。なお、長崎市の特異で重層的な歴史から成る「世界平和」と「文化遺産」の継承については、長崎市にとって欠かすことのできない基盤として、すべての目標・施策の推進にあたって包括的かつ横断的に取組みをすすめていきます。

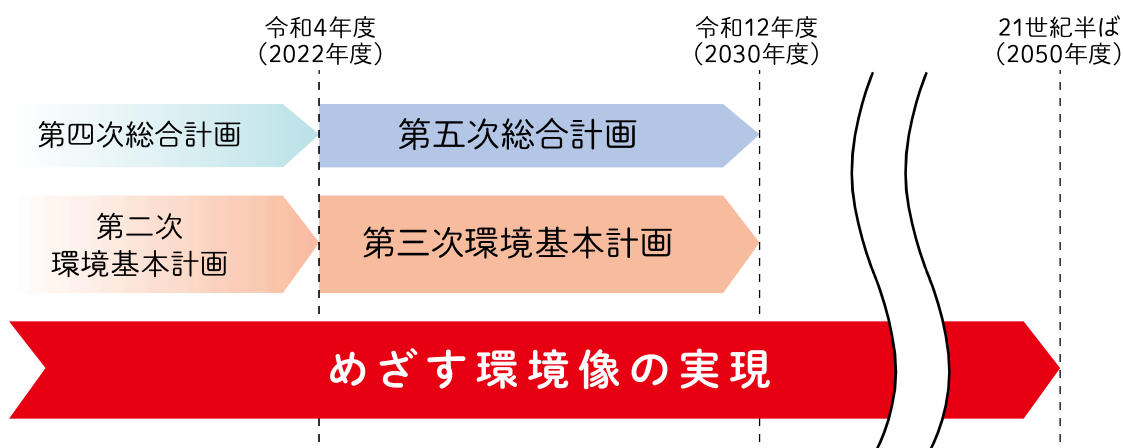
【環境分野】



※Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」の和訳。(詳細はP56)

(3) 期間

計画の期間は、上位計画である「長崎市第五次総合計画」との整合を図り、令和4年度から令和12年度(2030年度)までの9年間とします。



第6節 計画推進の主体と役割

計画推進の主体は、市民・団体、事業者、市役所に加え、市外からの通勤・通学者や観光客など、長崎市に来訪するすべての人を含むものとします。

長崎市では、あらゆるまちづくりの担い手が「長崎のまちをみんなでつくる」「自分たちのまちは自分たちでよくする」という気持ちを共有し、参画と協働によるまちづくりに取り組むため、まちづくりの基本的な考え方やルール、役割分担などを定めた「長崎市よかまちづくり基本条例」を平成27年に制定しました。

環境分野においても、長崎市がめざす環境の将来像を実現するためには、市民・団体、事業者、市役所がそれぞれの果たすべき役割を理解し、一体となって取り組んでいくことが必要です。

【それぞれの役割】

当事者意識を強く持ち、日常生活の中でできる身近な環境行動を継続して実践します。

また、自治会や各種団体の地域コミュニティの取組みに積極的に参加・協力します。



市民・団体

事業活動に伴う環境法令を遵守するとともに、ごみの減量、環境負荷の少ない設備への転換、事業所の緑化など環境に配慮した活動に取り組み、持続可能なまちづくりに貢献します。

また、各種団体や市役所が実施する環境に関する取組みにも積極的に参加します。



事業者



市役所

社会情勢や環境の変化に応じて、必要となる取組みや制度を整備し、各主体が環境活動に取り組みやすい仕組みづくりをすすめます。

また、率先して環境に関する取組みをすすめます。

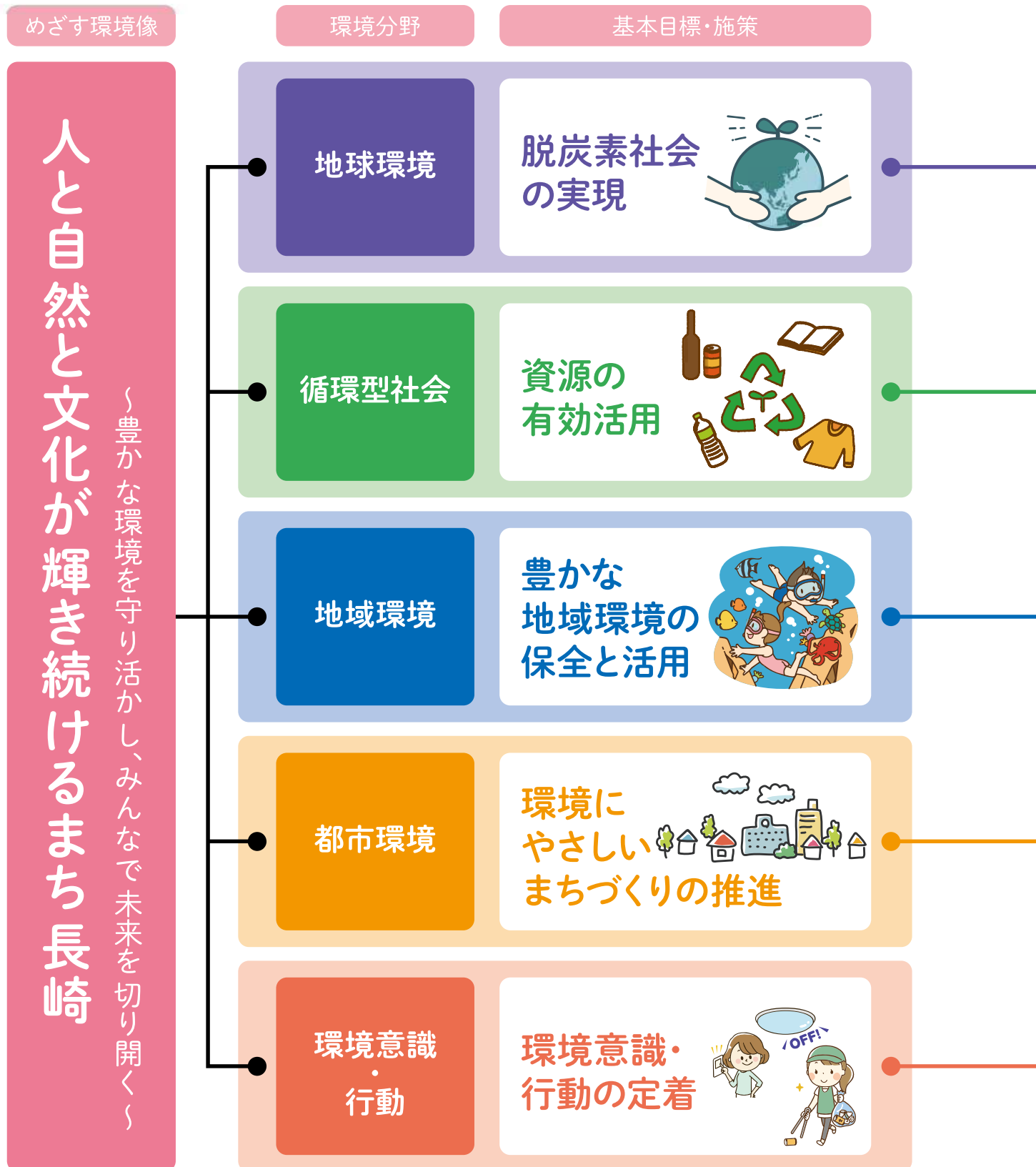
通勤・通学者
観光客



通勤、通学、観光の際には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなど環境にやさしい移動手段を選び、自動車を使用する際はエコドライブに努めるなどスマートムーブの取組みを実践します。

また、ごみを出す際には長崎市のごみの分別ルールを守ります。

第7節 取組みの体系図



個別目標・施策

取組みの柱

重点化

地球温暖化対策の推進

- 温室効果ガスの排出を抑制する緩和策(排出削減)を推進します
- 気候変動の影響に対する適応策を推進します

再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化

- 再生可能エネルギーの地産地消を推進します
- 省エネ設備等の普及を促進します
- 環境と経済をともに伸ばします

ごみ排出量の削減とリサイクルの推進

- 資源物分別収集を促進します
- ごみ排出量を削減します

廃棄物適正処理の推進

- 廃棄物を適正に処理します
- 処理施設の整備等をすすめます

豊かな自然環境の保全・共生

- 自然環境の保全と共生の機会を創出します
- 森林の整備と利用を促進します

良好な生活環境の確保

- 大気環境を守ります
- 健全な水の循環を守ります
- 騒音・振動のないまちをつくれます

環境と調和した快適なまちづくり

- 地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめます
- 安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます

当事者意識の醸成

- 幅広い世代への環境教育・啓発を促進します
- 環境教育の次世代を担うリーダーを育成します

重点化

環境行動の定着

- 自発的な環境行動を推進します
- 環境行動の次世代を担うリーダーを育成します
- 環境行動に向けた周知・広報を推進します

第8節 「持続可能な開発目標(SDGs)」との関係

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5
計画に掲げる施策		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
地球環境						
脱炭素社会の実現						
地球温暖化対策の推進						
温室効果ガスの排出を抑制する緩和策(排出削減)を推進します					●	
気候変動の影響に対する適応策を推進します				●	●	
再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化						
再生可能エネルギーの地産地消を推進します						
省エネ設備等の普及を促進します						
環境と経済をともに伸ばします						
循環型社会						
資源の有効活用						
ごみ排出量の削減とリサイクルの推進						
資源物分別収集を促進します						
ごみ排出量を削減します						
廃棄物適正処理の推進						
廃棄物を適正に処理します						
処理施設の整備等をすすめます						
地域環境						
豊かな地域環境の保全と活用						
豊かな自然環境の保全・共生						
自然環境の保全と共生の機会を創出します						
森林の整備と利用を促進します						
良好な生活環境の確保						
大気環境を守ります						
健全な水の循環を守ります						
騒音・振動のないまちをつくります						
都市環境						
環境にやさしいまちづくりの推進						
環境と調和した快適なまちづくり						
地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめます						
安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます						
環境意識・行動						
環境意識・行動の定着						
当事者意識の醸成						
幅広い世代への環境教育・啓発を促進します					●	
環境教育の次世代を担うリーダーを育成します					●	
環境行動の定着						
自発的な環境行動を推進します					●	
環境行動の次世代を担うリーダーを育成します					●	
環境行動に向けた周知・広報を推進します					●	

長崎市第五次総合計画を環境面から実現する本計画についても、計画の推進及び実現によってSDGsの推進及びゴールの達成につながるものとしており、各施策と17のゴールとの関係を次のとおり整理しています。

11

持続可能な開発目標 (SDGs)について

SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



SDGsの構造

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

SDGsの特徴

前身のMDGs(Millennium Development Goals: ミレニアム開発目標)は主として開発途上国向けの目標でしたが、SDGsは、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的(ユニバーサル)な目標となっています。(図1)

しかしながら、これらの目標は、各国政府による取組だけでは達成が困難です。企業や地方自治体、アカデミアや市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。

まさにSDGs達成のカギは、一人ひとりの行動に委ねられているのです。

人間の安全保障との関連性

我が国は脆弱な立場にある一人一人に焦点を当てる「人間の安全保障」の考え方を国際社会で長年主導してきました。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、こうした考え方とも一致するものです。

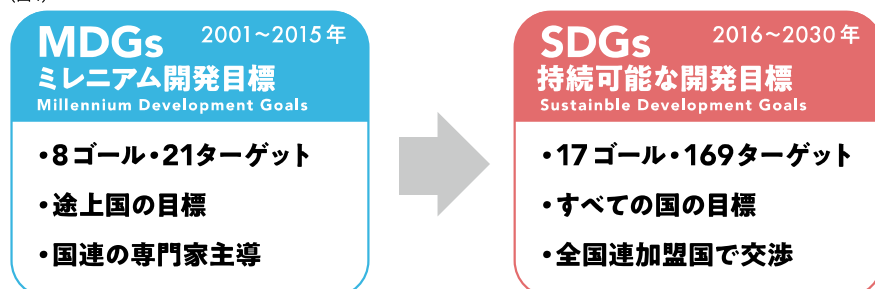
SDGs達成に向けて

2019年9月に開催された「SDGサミット」で、グテーレス国連事務総長は、「取組は進展したが、達成状況には偏りや遅れがあり、あるべき姿からはほど遠く、今、取組を拡大・加速しなければならない。2030年までをSDGs達成に向けた『行動の10年』とする必要がある」とSDGsの進捗に危機感を表明しました。

2020年、新型コロナウイルス感染症が瞬く間に地球規模で拡大したことからも明らかのように、グローバル化が進んだ現代においては、国境を越えて影響を及ぼす課題に、より一層、国際社会が団結して取り組む必要があります。

SDGs達成に向けた道のりは決して明るいものではありません。だからこそ、「行動の10年」に突入した今、私たち一人ひとりにできることをしっかりと考え、一歩踏み出す姿勢が求められています。

(図1)



出典: 持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組み(外務省)

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の
貧困を終わらせる



目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、
すべての女性及び女児の
エンパワーメントを行う



目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的なエネルギーへの
アクセスを確保する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】

強靱(レジリエント)なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進
及びイノベーションの推進を図る



目標11【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で
持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利
用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠
化への対処ならびに土地の劣化の阻止・
回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を
強化し、グローバル・パートナーシップを
活性化する



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障
及び栄養の改善を実現し、
持続可能な農業を促進する



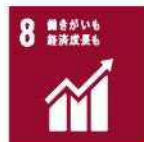
目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い
教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する



目標8【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての
人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある
人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標10【不平等】

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する



目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を
保全し、持続可能な形で利用する



目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会
を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提
供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責
任のある包摂的な制度を構築する

出典: 持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組み(外務省)